

道路改良工事現場の擁壁の 天端コンクリートブロック 上から転落



発生状況

この災害は、道路改良工事の一環として、法面保護工である井桁ブロック擁壁工の頂部に歩道とガードレールを設けるための天端コンクリートと呼ばれるコンクリート構造物を設置する工事中に発生した。

天端コンクリートの施工は、第一段階で全長92メートルを16ブロックに分割し、ひとつおきにブロック(No2、No4・・・No16)を施工し、第二段階で残りのブロック(No1、No3・・・No15)を施工する方法で行われ、それぞれのブロックごとに型枠の取付け、生コンクリートの打設、型枠の取り外しを行うことになっていた。

災害発生当日、朝7時50分頃、一次下請の現場監督、二次下請の世話役と同社の作業員11名が現場に集合し、朝礼で現場監督からその日の作業内容の説明があり、世話役から各作業員の作業の分担と作業指示が行われた。

作業は順調に進んでいたが、午後4時14分頃、No3ブロックの型枠の取付け作業を担当して被災者が、何故か隣接する既設のNo2ブロック上の中央部あたりから、井桁ブロック擁壁面(傾斜角63度、法長13.1m)にそって転落し、垂直高さ約11.7m下の既設道路の側溝蓋に激突し、全身打撲で約3時間後に死亡した。

原因

この災害は、道路改良工事の一環として、法面保護工である井桁ブロック擁壁工の頂部に歩道とガードレールを設けるための天端コンクリートと呼ばれるコンクリート構造物を設置する工事中に発生したものであるが、この災害の原因としては、次のことが考えられる。

(1) 墜落防止措置がなされていなかったこと

墜落したと考えられるNo2のコンクリートブロックの端の部分は、転落・墜落の危険性があったにも拘らず、囲い、手すいなど墜落防止措置がなされていなかった。

(2) 作業場所の安全確認がなされていなかったこと

現場の工事責任者等が、作業場所を巡視し、危険場所への立入り禁止等必要な措置を行っていなかった。

特に、休憩後の作業開始にあたって危険箇所の点検を行っていなかった。

対策

この災害は、道路改良工事の一環として、法面保護工である井桁ブロック擁壁工の頂部に歩道とガードレールを設けるための天端コンクリートと呼ばれるコンクリート構造物を設置する工事中に発生したものであるが、同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

(1) 墜落防止措置の徹底

コンクリートブロックが交互に設置されることから、一部の墜落防止措置が疎かになるおそれがあるので、コンクリートブロック上にある擬木(ガードレール)設置用の穴等を利用して転落・墜落防止のための手すりの設置等を行なう。

(2) 職場巡視と改善の実施

統括安全衛生責任者等工事の責任者は、毎日、作業場所の巡視を行い、墜落・転落防止を始め、作業者の安全確保のため必要な措置の徹底を図ること。

特に、大雨、強風等の後に作業再開をするときには、綿密に作業箇所を点検することが重要であり、また、休憩時間の後においても工事の責任者は同様の点検を行なうことが望ましい。

業種	道路建設工事業	
事業場規模	16～29人	
機械設備・有害物質の種類(起因物)	建築物、構築物	
災害の種類(事故の型)	墜落、転落	
建設業のみ	工事の種類	道路建設工事
	災害の種類	窓、階段、開口部、床の端から墜落
被害者数	死亡者数：1人 休業者数：0人 不休者数：0人 行方不明者数：0人	
発生要因(物)	防護・安全装置がない	
発生要因(人)	無意識行動	
発生要因(管理)	危険場所に近づく	

NO.1080